

会 議 名	第5回加美町まちづくり基本条例策定委員会															
開催日時	平成27年7月17日(金) 午前10時～正午															
開催場所	加美町役場 3階 第一会議室															
出席委員	<p>【委員14人】</p> <table border="0"> <tr> <td>徳永 幸之 委員</td> <td>菅原 博志 委員</td> <td>門真 めぐみ 委員</td> </tr> <tr> <td>古川 隆 委員</td> <td>佐々木 盛雄 委員</td> <td>高橋 庸介 委員</td> </tr> <tr> <td>府田 政之 委員</td> <td>高橋 太治 委員</td> <td>千葉 敬悦 委員</td> </tr> <tr> <td>近藤 義次 委員</td> <td>竹中 要子 委員</td> <td>宮野 謙 委員</td> </tr> <tr> <td>細谷 紀生 委員</td> <td>高橋 さやか 委員</td> <td></td> </tr> </table>	徳永 幸之 委員	菅原 博志 委員	門真 めぐみ 委員	古川 隆 委員	佐々木 盛雄 委員	高橋 庸介 委員	府田 政之 委員	高橋 太治 委員	千葉 敬悦 委員	近藤 義次 委員	竹中 要子 委員	宮野 謙 委員	細谷 紀生 委員	高橋 さやか 委員	
徳永 幸之 委員	菅原 博志 委員	門真 めぐみ 委員														
古川 隆 委員	佐々木 盛雄 委員	高橋 庸介 委員														
府田 政之 委員	高橋 太治 委員	千葉 敬悦 委員														
近藤 義次 委員	竹中 要子 委員	宮野 謙 委員														
細谷 紀生 委員	高橋 さやか 委員															
欠席委員	<p>【委員4人】</p> <p>松本 憲 委員、高嶋 信子 委員、渋谷 壽夫 委員、後藤 佐市 委員</p>															
事務局	協働のまちづくり推進課 3名 尾形係長、残間主査、中川主事															
傍聴人	0人															
次 第	<p>(1)開 会</p> <p>(2)あいさつ</p> <p>(3)議 事</p> <p>①(仮称)加美町まちづくり基本条例骨子(案)について</p> <p>②その他</p> <p>(4)閉 会</p>															
配布資料	<p><input type="checkbox"/>次 第</p> <p><input 490="" 506="" 955="" 971"="" data-label="Page-Footer" type="checkbox/>(仮称)加美町まちづくり基本条例骨子(案)</p> </td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="/> <p>1</p> </p>															

【会議録】

<p>委員長</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>みなさん、暑い中お集まりいただきありがとうございます。今週から急に暑くなり、体の調子も心配なところで、また週末は台風がどうなのかというところでございます。まちづくり基本条例策定委員会では、これまで協働のまちづくりについて、みなさんからご意見を伺ってきましたが、いよいよそれを条文にしていけます。本日は条文の骨子ということで、条文の構成を固めていただければと思います、原案を用意しています。委員以外の町民にも意見を伺う場を用意したいと考えていますが、これが条例の基本的な姿になってくると思いますので、議論の中で多くのご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日の欠席者についてですが、高嶋信子委員、後藤佐市委員から欠席の連絡をいただいております。また、農協の工藤専務ですが、このたび専務が「松本憲」さんへ変わったということで、本委員会でも工藤義也さんから松本憲さんに委員を変更していただきたいという連絡を受けました。そこで、今回から農協からの委員は松本憲さんになりますので、みなさんにご報告いたします。なお、本日松本委員は、別件のため欠席です。</p> <p>～配布資料の確認～</p> <p>それでは、徳永委員長を議長としまして、議事の方を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>【議 事】</p> <p>(1) (仮称) 加美町まちづくり基本条例骨子 (案) について</p> <p>加美町まちづくり基本条例骨子 (案) について、事務局からご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料「(仮称) 加美町まちづくり基本条例骨子 (案)」に基づき説明。</p>
<p>委員長</p>	<p>ご説明ありがとうございます。ただいま説明をいただきましたが、条例の構成についてみなさんからご意見をいただければと思います。とは言いますが、中々盛りだくさんの内容で難しいと思います。そこで、みなさんから特にご意見をいただきたいと思っていた点が5つございます。</p> <p>まずは、「定義の町民」。町民の範囲がこれでいいかの確認です。2点目は「地域コミュニティ」について。これまでも議論してきましたが、この内容についてです。3点目は「住民投票」について。自治体によって取り扱いに違いがありますが、そのあたりも踏まえてご意見をいただければと思います。4点目は「まちづくりサポーター」です。担い手の中には入れ</p>

	<p>なかったのですが、連携と交流の中に位置づけさせてもらいました。これについてご意見がありましたら。5点目は、「検証と見直し」です。</p> <p>この5点について、ご確認いただければと思います。また、今挙げたもの以外でも、加えていただきたい項目などありましたら、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか？</p>
<p>委員</p>	<p>P9の住民投票ですが、ここで考えているのは、大阪都構想での住民投票のような、結果に対して強制力があるものでしょうか？それとも住民の意見を確認するだけのものでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>P9の住民投票の枠内に「住民投票の結果を尊重しなければなりません。」とあります。事案にもよると思いますが、地方自治法上最終的な決定は議会にあります。ですので、住民投票の結果を尊重した上で決めることになると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>大阪都構想では、出た結果に従うものでしたが、加美町としてはどのようなことを想定しているのでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>具体的な事案は想定していませんが、町のみなさんで考えるような重大なことが出てきたときに対応できるよう、あらかじめ条例で定めておくということを考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>実際に庁舎建設問題のときに、住民投票をしてはどうかという話になりましたが。</p>
<p>事務局</p>	<p>具体的な例としては、今仰ったことなども考えられます。</p>
<p>委員</p>	<p>案件ごとに決めるということでしょうか？住民投票の結果に従うものとするのか、参考意見程度とするのかで、住民投票の意味合いがたいぶ違ってくると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>「尊重しなければなりません」の前に、条例で定めることにより実施することができるというのが原則としてあり、住民投票をした方がいいとなった場合は、その都度その案件に関しての条例を議会で決めることとなります。その中に例えば、投票率が過半数に達しなかったらだめだとか住民投票自体が無効になるといった条件を定めた上で実施する、他自治体でもそのようにしていると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今委員長からお話があったとおり、住民投票をするとなった場合は、こ</p>

	<p>の条例とは別の条例を作って実施することになります。なお、住民のみなさんは、地方自治法上で有権者の50分の1以上であれば、条例を作ることを請求することができます。例えば、「有権者の50分の1以上の方々が、〇〇に関する住民投票条例を作ってほしい」と町に対して請求します。その条例制定について町長が議会に上程し、議会で議決されて住民投票ができる、ということもあります。</p>
<p>委員</p>	<p>細かい部分は、別の条例で定めるということですね。</p>
<p>委員長</p>	<p>現在法律で定められている直接請求には、監査請求とリコールと条例の制定・改廃があります。ですが、例えばある施設を作る作らないという意志決定というのは、直接的に住民から求めることができる制度にはなっていません。それに対して、そういうものを発議できる権利みたいなものを少しまちづくり基本条例の中で、作っていきましょうということです。ただ、やるとなれば、条例で定める必要がありますので、直接というわけにはいかないと思いますが。</p>
<p>委員</p>	<p>住民が住民投票をやってほしいとなったときに、住民投票の結果が過半数であれば、町はその結果に従うというような条文を加えてほしいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>これはまちづくり基本条例という「条例」ですので、地方自治法といった法に違反するようなことはできません。</p>
<p>委員長</p>	<p>資料P9の住民投票の部分を見ると「行政は～」で始まっていて、主語が行政になっているので、住民が住民投票を求めるという書き方にはなっていませんね。</p>
<p>事務局</p>	<p>住民投票を実施するのは行政で、発議するのは住民もできます。それは、別に定める条例での定めになるのかと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>他の自治体での住民投票の条文はどうでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>県内ですと、柴田町が住民投票の規定を設けていまして、そこでも住民が住民投票を発議できるということを基本条例上では定めていません。「行政は住民投票を実施することができる」という程度に留めていまして、別に定める住民投票条例のほうに、有権者の50分の1以上の請求があれば、住民投票をできると住民発議の条文を定めています。</p>
<p>委員</p>	<p>柴田町でも住民投票の結果を尊重するとあるのでしょうか？</p>

事務局	はい。
委員	尊重とはどういう意味合いになるのでしょうか？
事務局	尊重する、決定ではないということです。
委員長	柴田町の場合は、「住民投票の制度を設ける」とだけ謳っています。詳細については、別の条例で定めるとしています。その後に、住民投票の結果を尊重するとしています。
委員	住民投票をして、その結果が町の意にそぐわないものとなれば、どうなるのでしょうか。極端な言い方をすると、反映されずに、どのくらい賛成で、どのくらい反対か、データ収集のようなものになってしまうのでしょうか。かといって、頻繁に住民投票をしてなんでも決めるというのも困りますが。
委員	住民投票に関連してですが、P 3の定義の町民についてです。「町内へ通勤・通学する者及び町内で事業若しくは活動を行う個人・法人」とありますが、これは町外の方で加美町で仕事をする人も含まれるということでしょうか？
事務局	はい。
委員	そうすると、住民投票になったときに切り離して考えないといけないと思います。住民投票に参加できるのは、あくまでも加美町に住んでいる人が対象なのですよね？
事務局	そのとおりです。
委員長	そこをはっきりさせないといけなかったなので、ここでは「町民」と「住民」とで使い分けをしています。住民投票については、「住民」としています。
事務局	ただいまの委員からの意見ですが、資料P 9の住民投票の箇所で「町民の意志を確認するため～」としていましたが、ここは「住民の意志を確認するため～」の誤りでした。申し訳ございません。
委員	住民投票は、公職選挙法に基づいて実施するのでしょうか？

事務局	<p>実施する場合は、別に作る条例の中で「その住民投票の実施にあたっては、町長は選挙管理委員会に委任する。」など別に作る条例で詳細を定めて実施することになります。</p>
委員	<p>選挙と同じ形でやるのでしょうか？</p>
事務局	<p>事案にもよりますが、極端に言いますと「マルかバツか」といった投票方法なども含めて別条例で定めての実施となります。</p>
委員	<p>それは公職選挙法に基づいて実施するのですか？例えば、20歳以上の選挙権を有するものが参加できるとか。</p>
事務局	<p>そのあたりの細かいところを別に定める条例に定めて、実施することになります。</p>
委員	<p>住民投票をする際は、その町独自の条例が必要になるということでしょうか？</p>
事務局	<p>投票のルールとなる独自の条例を作ります。その中に、投票できる人は何歳以上とするのか、誰が投票できるのか、そういった部分を別に定める条例で定めている事例が多いです。</p>
委員	<p>わかりました。続けてですが、P4の条例の位置づけについてです。この条例の策定は、私たち委員会と役場職員のグループとで検討すると最初にお話がありました。当初は意見交換の場なども設けるという話もありましたが、この2つの整合性はとれているのでしょうか？</p>
事務局	<p>役場内でも検討する組織がありますが、この資料を作るにあたって職員組織から意見をいただき、それを反映させたものを委員会の資料としています。</p>
委員	<p>職員からも意見をいただいているのですね？</p>
事務局	<p>はい。まずは事務局で案を作り、それに対して職員の組織、ワーキンググループで意見をいただき、それを反映させて委員会資料としています。</p>
委員	<p>私たちが議論している内容というのも、職員は把握しているわけですね？</p>

事務局	<p>はい。この委員会の議事録も職員ワーキンググループメンバーに渡しており、委員会ではどういう意見が出たのかという情報の共有も行っていません。</p>
委員	<p>二つの組織の意見がこの案に反映されているということですね。</p> <p>次にP5の地域コミュニティについてです。今、各地区にコミュニティ推進協議会が設置されていますが、宮崎と東小野田の中央公民館にはありません。ここでは、コミュニティ推進協議会を作るか作らないかを言っているのでしょうか？コミュニティ推進協議会があるところとないところがあるわけですが、コミュニティ推進協議会と区長会の役割は何かということも含めて考えると、コミュニティ推進協議会を作らなくてもいいという現実になっています。ここに地域コミュニティの条文を載せるということは、コミュニティ推進協議会の組織化を進めるという方向なのでしょうか？</p>
事務局	<p>ここでは、コミュニティ推進協議会が宮崎の中央公民館にないから作りましょう、という意味合いを含んではいません。</p>
委員	<p>今あるものを活用するというのでしょうか？</p>
事務局	<p>この内容だとそうなります。そのあたりを議論していただければと思います。</p>
委員	<p>次にP6の議会の役割について。「開かれた議会運営を行う」としていますが、この条例が制定されれば、最高規範性を持つものなので、ここにある条文を守らなければならなくなりますよね？議会は住民の代表となっているのにも関わらず、住民と話す機会、接する機会がないなど開かれたものになっていないという現実がありますので。あと執行機関を監視する、評価するだけの議会に私たちは見えるのですが、そうではなく、議会は決定機関としての役割を持っているのですから、そういった機能を発揮するようなものにしていくという役割が、ここにあるといいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>議会の役割のところですが、このまちづくり基本条例とは別に、議会は議会で、議会としてのあるべき役割といますか、そのあたりを定める「議会基本条例」というのを現在作っている最中でございます。条例が制定され、施行されるという前提で、ここはあえて詳細に触れていない内容としていました。</p>

<p>委員</p>	<p>基本条例という部分で考えますと、議会のやり方というか、今議会の中でも、総務建設常任委員会や議会運営委員会など様々な委員会があつて進んでいます、形だけ作つて何もしないように私たちは見えてしまうのです。そういった意味で、本来の役割を積極的に推進するような、改革が必要ではないでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>まちづくり基本条例としては、そもそもの議会の機能が果たされていればいいと思いますが、そのあたりの位置づけは難しいところになります。まちづくり基本条例は、努力義務のようなもので、こうしようということをお互いに認識し合つて共有していく、というような位置づけにしかないもので、がちがちに縛りつけるようなものではないと感じています。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局側としましても、最終的にはまちづくり基本条例も議会の議決を経なければならないものでして、ある程度内容がまとまれば、議会の方にも説明し、議会基本条例との整合を図っていかねければと思っています。その段階で、議会の方からもこの条例に関してご意見をいただきたいと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>議会自身で定めようとしている議会基本条例というのも、どういった中身なのか見えないので、気になる部分ではあります。</p>
<p>委員</p>	<p>P3の前文に「船形山」とありますが、加美町分はあるのでしょうか？私は船形山は加美町というイメージがないもので。</p>
<p>事務局</p>	<p>あります。</p>
<p>委員</p>	<p>P3の前文ですが、「先人」とあります。これは、「先人たち」としてはどうでしょうか？先人がというより、「先人たちが築いてきた」という感じがするので。 あと、定義の行政のところ「町長及び執行機関」とありますが、この執行機関は何を指しているのでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>教育委員会や農業委員会、固定資産評価審査委員会などです。</p>
<p>委員</p>	<p>そういうのを指しているのであれば、ここは「町の執行機関」にしてはどうでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>他の自治体の事例を参考に検討させていただきます。</p>

委員	P 7の情報の共有ですが、その説明の部分に「行政は、情報の提供にあたっては、紙面やインターネット等」となっていますが、光ファイバーは町内全部入っているのでしょうか？
事務局	町内は加入できる状態にあると思います。
委員	町内には79の行政区長がいます。極端な話ですが、連絡事項等をわざわざ紙・文書ではなく、インターネットを利用してやったほうがいいのかと思うのですが。
委員	ちゃんと受けられる区長とそうでない区長がいます。そうした時に、町からの情報が伝わらず問題になるのではないのでしょうか？なので、ここでは紙面とインターネットとしていると思います。
委員	町内に光ファイバーを引く工事をするときに、各行政区の区長に、そういう連絡ができるようになるという説明があったと思いましたので。
委員長	いろんな手段を講じて、できるだけ多くの人に迅速に情報が行きわたるようにすることが条例の目指すところで、それを具体的にどう実現するかは、各担当部署と相談しながらだと思います。というのは、受け手側が発信するツールに対応できるかどうかという問題が非常に大きいので。基本的には、こちらから一方的を出すということだけでなく、受け取る側のことを配慮して情報を発信していく必要があると思います。
委員	そのような意味でこのように書いているのですね。
委員長	条例とする際は、資料の四角枠の部分の文言をもう少し条文のように整理することになると思います。ただ、説明に書かれてあるところが、委員会の中で議論した重要な部分ですので、町長にしっかりと伝えたいと思いますし、議会でもここを読み込んだ上で決めて欲しいと思います。また、条例が制定され運用するにあたっては、この説明の部分をしっかり意識していただければと思います。
委員	インターネットでの情報発信ですが、そのページは町として作るのでしょうか？
事務局	加美町のホームページがありますので、それを通じて発信しています。

委員	<p>今議会もインターネットで配信されていますが、それらの利用状況は把握できているのでしょうか？</p>
事務局	<p>町のホームページもいくつかのページで作られていますが、それがどの程度見られたかというのは、担当の方で数字として把握できています。このページを見ている人は少ない、最終処分場のページを見ている人は多いなど担当の方では把握できます。</p>
委員	<p>大事なのは、インターネットで情報発信されたのを町民自身が気づき、それを見ないとものにならないと思います。その辺の工夫というのが必要かと思えます。実際に条文にはインターネットの記述は入らないと思えますが、情報の提供と共有は大事ですので、行政側はそのあたりの位置づけを明確にしてやっていく必要があると思います。</p>
事務局	<p>情報発信にあたっては、固い文章、読みにくい文章ではなく、わかりやすく、関心を持ってもらえるようにしなさいという意味合いを込めて、ここに記述しておりました。</p>
委員	<p>高齢者が増えているこの町では、全て の人がインターネットを使えるわけではありません。そのような中で、一番町民に伝わりやすい手段で情報発信するのが最善だと思います。ケースバイケースでいいのではないのでしょうか。</p>
委員長	<p>そのあたりをどうしていくかは、実行する段階で決めていただければと思います。</p> <p>町民の定義やまちづくりサポーターの位置づけあたりはいかがでしょうか？</p>
委員	<p>定義の町民についてですが、今住民の意見を取り入れてまちづくりを進めることは基本です。先ほども委員からインターネットの話がでていましたが、情報化が進んでいる中で、この町の関心とかは住民レベルではなくなってきたと思います。私は今たまたま観光まちづくり関係の仕事をしていますが、つまり住民の意識だけを聞いていればいいとか住民の知識だけではもう限界になっています。むしろ大事なのは、条例の中にこの町に関心を持ってもらうことと、住んでいないけどこの町をどうにかしたいという部分の情報を、受け入れる体制みたいなものがないといけないと思います。住民の住民による住民のためのというのは、ベースとしては大事なのですが、今の時代地域だけにこだわるよりも、外からの情報を受け入れる、ネットとかで受け付けて、それを参照にするような体制が必要な時</p>

委員長	<p>代だと思えます。これだけグローバルな時代になると、あるかはわかりませんが、世界から電話がくる、称賛がくるということも受け入れるぐらいのことがないと難しいという気がします。</p> <p>続けて、気になる箇所をお話させていただきます。</p> <p>情報、情報と言いますが、おそらくまちづくりの情報の9割は町から流れる情報で、住民側の方からの情報というのはかなりきびしいのかと思います。町の情報を受けて、住民がどういう反応をするかということが基本になっていると思いますが、町が情報発信する時に、システムとしてできるかわかりませんが、こういう委員会とか先進的に進んでいる人たち、NPOとか、地域コミュニティの人たちからの提言とか、そういったものを情報発信する側の中に参画させないといけない。町の情報に住民がどう反応するかで協働のまちづくりだとか住民参加だとかといっているも限界があると思います。住民側が発信元になっているのが理想だと思いますが、そこはすぐに難しいと思いますので、町のほうとコンタクトをとってどういう情報を発信していくかを考えていく。そうでないと、今後町のこういうことに決まりました、という情報を受けるだけのスタイルは変わらないと思います。</p> <p>住民側が発信にどう関わられるかという問題で、条文の文言の部分と少し違うかもしれませんが、そういう体制を作っておかないと、条例が形骸化してしまうと思います。</p> <p>もう一つ。協働のまちづくりを進めていく時に、議会の役割は大きいと思いますが、ここで議会の内容に対してそんなに踏み込んでも、大きな役割は果たせないと思います。むしろ今回条例を作っていく中では、これに付属するアクションプログラムのようなものが稼働していかないとだめで、そのアクションプログラムの中で、議会を巻き込んでいく。条例の条文の中だけで議会を大きく巻き込んでいくというのは難しいと思います。</p> <p>いずれにしろ、私たちは今こうして審議しているわけですが、条例の文言を確実なものにすればすべてOKということではなく、むしろその先にある活動やプログラムを作っていく中でしかまちづくりを進めることはできないと思います。形骸化しようと条文だけを決めましょうというわけではないと思いますので。ですから、議会の部分には、ここでは深く関われないという気がします。</p> <p>そのとおりでと思います。この条例では、意識改革を促すことが一番大きな役割で、その後実際に行動に移してもらうことが最大の目的であります。そうしてやっていくうちに、まだまだ足りてない部分とかここはもう少し直した方がいいという点が出てくるはずですので、それは最後の「検証の見直し」のところで、見直しをしていく。そういう姿勢をもってやっていくことがこの条例では大事なことだと思います。</p>
-----	--

委員	<p>先ほど情報のところで、非常に貴重なご意見をいただきましたが、確かに今の書き方だと町から一方的に情報を流すという感じが出ていますね。情報をどう集めるかというか、住民側から発信することに対して、住民がただ言っているだけですと中々それが伝わりにくい。その部分をどう町が介在して、情報共有できるようにしていくか…。その部分が実際問題難しいところで、どうするかですが、例えば、P7「(1)情報の提供と共有」をみると、まず町が積極的に情報発信していくというような内容になっていて、その後に情報交換がきています。ひょっとしたら、これは逆なのかもしれません。分けてもいいかもしれませんが、まずは情報共有をしっかりとします。その後に把握した情報を町民に発信していきます。という構成にすると今のご意見を少し反映できるのではないのでしょうか。</p> <p>あと、定義の部分で、ここに載っていない人たちの意見も重要ではということでした。今はふるさと納税という制度もありますが、品物目当てになっている部分があり、本来であればその町が良くなってもらいたいがために、お金を使ってください。という形で納税してもらえような町を目指さなければいけないのですが…。ここでは、このようなふるさと納税者などもまちづくりサポーターに分類されると思います。そういう人たちを増やせるような努力はしていく必要はあると思います。</p> <p>加美町では、移住定住者を増やすために、今年はイベントみたいなことをやるというプログラムもあるようですが、おそらくこの町に住もうと思う人は、まちづくり基本条例に共感したのではなく、この町がいいと思ったから住もうと決めるのだと思います。そのためにも、ここの住民からしたら外部の人ではありますが、そういった人たちに意見を聞いたり、聞く耳を持つことがこれからのまちづくりで大事になってくると思います。観光だけでなく、この町が人口減少していく中で、成り立たせるためには、移住定住者をいかに増やしていくか。難しいこととは思いますが、そういうことをしていくためにも、外の人たちの意見に耳を傾けることとそのためにいろんな整備をしないといけないと思います。</p> <p>先ほど委員長からサポーターのお話がありましたが、定住するかどうかは別として、町に対して意見を言ってくれる人は、やはり重視していくべきだと思います。ただ、難しいのは、スポーツのサポーターだったら自由に応援して、勝手にいろいろやるような感じではありますが、まちづくりのサポーターとなるといくらか謝礼が必要になるのではないのでしょうか？その辺の裏付けがないと、意見を求めることは難しい気がします。ただはどうなのかと思いますし、ある場合によっては失礼になることもあるかと思えます。予算措置をして意見・提言を受けるということもありますが、その辺をどう決めていくか…。予算化しろといっているわけではありませんが、事と次第によってはそういうことも出てくるのかなと思いましたの</p>
----	---

委員長	<p>で。スポーツの単純なサポーターとは違って、まちづくりのサポーターはまた違うと思いますので、多少線引きはしておくべきではないでしょうか。ただ、この条文の中に入れるかどうかは迷いますが。</p> <p>まちづくりサポーターの中にもいろいろなレベルがあると思いますので、そのあたりもきちっと定義をして、こういう場合にはこうすると明確にしておくということもありますが、現段階ではまだそこまで煮詰まっていません。これからのまちづくりにおいて、ここは無視できない、活用していかなければならないという部分です。現段階で今のご意見をどこまで取り入れられるかということもありますが、少し事務局で揉んでいただきたいと思います。</p>
委員	<p>まちづくりサポーターは、住民ではだめなのでしょうか？必ず外部の人でなければならないのでしょうか？</p>
委員長	<p>住民はしっかりとした構成メンバーの一人ですから。そちらは、総則の定義、まちづくりの基本理念にもまちづくりの主体としてあります。</p>
委員	<p>P3の定義の部分ですが、先ほど行政の執行機関について議論がありました。この執行機関は教育委員会等を指すということでしたが、私は交通安全母の会に所属しており、そこでも教育委員会と連携していく場面があります。しかし、中々うまくいかない部分もあつたりするので、ここは、「執行機関（教育委員会等）」とはっきりと入れていただいたほうが良いと思います。</p>
委員長	<p>行政用語でわかりにくい部分ですね。町長と教育委員会は独立した体系にあるものなので、それを並べようとしたという部分と、一般的に執行機関というと役場そのものを指すのではという部分があり、ちょっとわかりにくいところでしたね。この辺りは少し整理したいと思います。</p>
副委員長	<p>今の意見に関連することですが、最終的にこのまちづくり基本条例は、どうやって町民と共有していくのでしょうか？全戸にこれを配布するのでしょうか？ホームページに掲載して見れる状態にするのか、それとも一つの冊子のようなものにしてみんなが持つようなものにするのでしょうか？最終的に共有できる形をどう想定しているのでしょうか？文言等々をある程度決定づけるのものがあってもいいと思いますが。</p>
事務局	<p>最終的に加美町まちづくり基本条例として、第〇条～という形にしますが、それを印刷して全戸に配布しても中々読んでいただけないと思ってい</p>

委員長	<p>ます。町民の方々にお知らせする場合は、もう少しポイントを絞ってわかりやすくしたものを印刷してお配りします。あとは、町のホームページでも発信しなければと思っています。町の広報誌にも、形が見えてきましたので、途中経過という形で、今検討している内容もわかりやすくお知らせしたいと考えています。なお、内容についてわかりにくい点がございましたら、ご連絡いただけると助かります。広報誌をご覧くださいご意見を願います。</p> <p>情報共有の部分で最初の課題となるお話でした。文言だけでなく、その精神といいますか、そこがきちんと共有できるようにしていかなければなりません。なかなか難しい課題だと思いますが、よろしく願います。</p>
委員	<p>この段階になると話も難しくなっていると思います。全体を通してみると、他の自治体とかなり似通っていて、これが一般的というものになっていると思います。その中でどこに加美町らしい表現を加えていったらいいかと考えると、それは前文のところですね。前文の中に、まちづくりへの視点というのを魅力的に表現していく必要があると思います。例えば、美しいまちとか音楽・芸術文化を育むまちとかあるいは地域内外のサポーターの活用を進めていくとか、こういうのを含めて、加美町らしい条例づくりの議論を前文に加えていくというのも必要かと思います。</p> <p>2点目は、住民投票のあり方、それから行政から住民に流すだけでなく、行政に連絡するような双方向型の情報共有について。このいずれも、柴田町の条例づくりの議論でも出た内容です。本日は正確な資料を持ち合わせていませんので、次回参考資料にできればと思います。柴田町では、住民から行政に「まちづくり提案制度」というものがありまして、これは政策提案型の制度で、その中から実際に行政で実施されたものもあります。今のまちづくり交付金制度とは違う形のしくみを議論してもいいかと思います。</p> <p>3点目は、条例制定後のアクションプランについて。どこまで踏み込んでいくかということもあります。1つの案としては、これに続く組織、検討会のようなものを立ち上げるとかサポーター制度をより実行性のあるものにするための組織を立ち上げるとか、次の段階の条例の活かし方の議論がもう少しあってもいいのかと思いました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。まちづくり提案制度はアクションプランの中で掲げているのでしょうか？</p>
委員	<p>柴田町では、アクションプランではなく、条例の中に盛り込まれています。</p>

<p>委員長</p>	<p>この委員会では、理念的な部分はだいぶ議論できましたが、具体的にこの条例をどう実施していくか、アクションプランの部分については、まだあまり議論できていないと思います。まちづくり基本条例は、基本、憲法みたいなもので、その下に具体的な個別の細かいやり方を定めていくという構造になっています。この基本条例に基づいて、どう実行していくかという部分については、今後検討していく必要があると思います。基本的には、骨子で出していただいた部分が、条文の形になるわけですが、構成・構造につきまして、骨子案でご了解いただければ、これを中間報告という形で町長に報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？</p> <p>～意見なし～</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、本日ご意見いただいた部分を骨子案に反映させて、一旦町長に中間報告とさせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>(2) その他</p>
<p>委員長</p>	<p>それではその他ですが、事務局から何かありますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>今委員長からお話がありましたが、本日みなさんからいただいたご意見をまた骨子案に反映しまして、その修正した内容で町民のみなさんから骨子案に対してご意見をいただく場を設けたいと思っております。日程は8月9日の午前中で考えております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>場所はどこでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>まだ決まっておりませんが、中新田公民館を予定しております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>周知方法は？</p>
<p>事務局</p>	<p>8月1日発行の広報誌には、記事が間に合いませんし、1日の区長配布では遅すぎると思いますので、ホームページやこれまでワールドカフェに参加した方々にご案内をしたいと考えております。</p>
<p>副委員長</p>	<p>それで住民懇談会と言えるのでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>それで終わりではなく、機会がありましたらまた場を設けたいと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>どういう内容で、どういう形式で実施するのでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>今日の資料ではボリュームがありすぎるので、内容を少し整理してもっとわかりやすいものにして、こちらから説明してご意見をいただく形になるのかと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>議事の方はこれで終了となります。司会を事務局にお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【閉会のあいさつ】 ありがとうございました。それでは、高橋副委員長に閉会のあいさつをお願いいたします。</p>
<p>副委員長</p>	<p>長時間にわたり大変お疲れさまでした。次回は8月9日午前、場所は未定ということですが、委員のみなさんにもぜひ参加していただきたいと思います。内容がとっつきにくいものになりますが、一人でも多く町民が参加していただけるようにご協力をお願いいたします。本日は大変お疲れさまでした。</p>